

## 住基ネット第2次サービスが 8月25日からスタートします



### 【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受け取れません。住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

### 【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。

現在、引越しの場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越しの場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。

### 【住民基本台帳カードの交付】

希望される市民の方に、住民基本台帳カードを交付(手数料徴収予定)します。住民基本台帳カードにより各種サービスを受けることが可能となります。

#### ○住民基本台帳ネットワークシステムでの利用ができます。

行政機関などに申請・届出を行う場合、住民基本台帳カードにより確実な本人確認ができるため、迅速な手続きが可能となります。

#### ○写真付を希望した場合は証明書として活用できます。

写真付と写真なしのいずれかを選択することができます。写真付は、個人の証明書として利用できます。

#### ○市独自のサービスを受けることができます。

空きメモリを利用して、各種の行政サービスを受けることが可能となります。この場合は、条例で利用目的を具体的に定める必要があります。

※住民基本台帳カードについては、8月号にも掲載します。

## 第53回

# 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動とは

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

合い言葉は「子ども・いきいき・ネットワーク」

明るい社会づくりには、時代の担い手である子どもが「いきいき」とすることが大切です。子どもが自分の存在を大切に思い、「いきいき」としていくために必要なものは、自分を受けとめてくれる人や場所。

今、大人に求められているのは、子どもに「自分は本当に愛されている」という実感を持たせ、また地域の中に「居場所」をたくさんつくることではないでしょうか。

社会を明るくする運動では、この居場所づくりのために、様々な活動を各地で行い、大人や子どもの誰もが「いきいき」とできる社会づくりを目指します。

### 広報ビデオ 君は一人じゃない

保護観察中の少女と地域の人々とのふれあいを描いています。

学校や家庭以外にも、少年たちを支え、応援してくれる人や場があれば、それは必ず彼らの更生や犯罪・非行防止の大きな力となるということがテーマになっています。

私たち一人ひとりに何ができるのか、何をしたらいいのか。このビデオが、そんなことを考えるきっかけになってくれればと思います。

### CATV11チャンネル放送のお知らせ

第1回 7月11日(土) 午後1時30分

第2回 7月25日(土) 午後7時30分

※ビデオ貸し出しについては、都留文科大

浅川まで連絡をお願いします。

問合せ ☎(43)4341

